

事務連絡  
令和7年(2025年) 9月 9日

(一社) 北海道水産土木協会会長 様

北海道水産林務部総務課長

快適トイレの導入に関する試行について（通知）

近年、建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっている。

このため、女性のみならず、建設現場の男女ともに働きやすい職場環境へと改善することにより、担い手確保・育成を寄与することを目的に、現場環境（快適トイレ）の整備を促進する工事を別紙のとおり改正しましたので参考に通知します。

記

適用基準日 発出日以降に公告するものから適用する。ただし、工事実施期間が令和7年6月1日以降に設定されているものについては、契約変更時に改定内容に基づき変更できるものとする。

(管理係 主査（積算調査）)

(別紙 1)

## 快適トイレの導入に関する試行について

### 1 対象工事等

全ての水産及び森林土木工事を対象とする。

ただし、工場製作のみの工事及び現場環境改善費を適用しない工事は除くが、災害復旧事業は対象とするものとする。

### 2 試行工事の内容

本試行は、現場環境の整備を促進するため、快適トイレを設置する場合に、契約締結後に受発注者協議の上、設計変更において必要な経費を計上する。

### 3 快適トイレの設置、仕様

(1) 工事現場に新たにトイレを設置する場合に適用する。

なお、現場事務所等を間借りし建物とした際に、既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や現場作業員が使用しない場合には適用しない。

(2) 受注者は、次の①から⑪の仕様を満たすトイレを設置することを原則とする。

また、⑫から⑮については、満たしていればより快適に使用できる項目であり、任意とする。

なお、男女ともに現場で働く場合は、男女別で各 1 台設置するものとする。

#### 【快適トイレに求める機能】

- ① 洋式便座
- ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能（フラPPER機能）
- ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
- ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

#### 【付属品として備えるもの】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡付きの洗面台
- ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品

#### 【推奨する仕様、付属品】

- ⑫ 室内寸法 900×900mm以上（半畳程度以上）
- ⑬ 擬音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ フラPPER機能の多重化
- ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
- ⑱ 付属品等の木質化

### 3 契約手続き等

#### (1) 入札公告及び特記仕様書

本試行を実施する工事にあつては、入札公告及び特記仕様書に明示し入札参加者へ周知すること。（別紙1 記載例参照）

#### (2) 適用及び提出

契約後、第1回打合せ時に現場条件等を踏まえて快適トイレの設置について、受発注者間で協議するものとし、設置を希望する場合は、施工計画書へ記載するものとする。

#### (3) 確認方法

受注者は、快適トイレに係る証明書類（支払い書類等）の写しを工事完成日の20日前までに工事監督員に提出することとし、工事監督員は内容の確認を行い、必要に応じて設計変更を行うものとする。

### 4 積算方法等

- (1) 快適トイレの費用は、51,000円／基・月を上限に「積算上の差額<sup>※1</sup>」を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基まで計上できるものとする。（102,000円／2基・月が上限）

※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円（従来品）を減じた額

- (2) 計上費用は、「積算上の差額」と「51,000円／基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。

- (3) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合は、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円／基・月を上限として計上可能とする。

- (4) 積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており積上計上しない。

- (5) 運搬・設置撤去費用、汚物処理費、水道・電力料金は共通仮設費の率の計上分に含まれるものとする。

### 5 配慮すべき事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下に配慮することとする。

#### (1) 全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

#### (2) 設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

#### (3) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

#### (4) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

#### (5) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

(6) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

【具体的な計上方法例】

条件 1 支出実態が月額単価×月数の場合

- ① 実際に導入した快適トイレ費用70,000円／基・月の場合（積算上の差額60,000円）  
積算で計上する費用：51,000円／基・月
- ② 実際に導入した快適トイレ費用40,000円／基・月の場合（積算上の差額30,000円）  
積算で計上する費用：30,000円／基・月
- ③ 実際に導入した快適トイレ費用  
男女別一体型ハウス100,000円／基・月の場合（積算上の差額80,000円）  
積算で計上する費用：80,000円／基・月
- ④ 実際に導入した快適トイレ費用  
男女別一体型ハウス200,000円／基・月の場合（積算上の差額180,000円）  
積算で計上する費用：102,000円／基・月

条件 2 支出実態が日額単価×日数の場合

リース期間の日数を30.4 日／月で除し（小数第2位を四捨五入し、小数第1位止め）、月数に換算した月額単価を算出

実際に導入した快適トイレ費用2,000 円／基・日の場合（リース期間100 日）

2,000 円／基・日×100 日＝200,000 円

200,000 円／（100 日／30.4 日／月＝3.3 月）＝60,606 円≒60,600 円（有効桁3桁）60,600 円－10,000 円＝50,600 円≦51,000 円

積算で計上する額：50,600 円×3.3 月＝166,980 円

条件 3 支出内訳に基本料金等の一式単価がある場合

基本料金等を月数（支出実態が日数の場合は日数を月数に換算した月数）で除し、月額単価（支出実態が日額単価の場合は日額単価を月額に換算した額）に加算し、10,000 円（従来品）を減じた額。

## 別紙1 入札公告及び特記仕様書記載例

### 【入札公告記載例】

#### 1 入札に付する事項

- (―) 本工事は、男女とも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、工事監督員と協議し、設計変更においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

### 【特記仕様書記載例】

#### ○ 現場環境の整備（快適トイレ）

本工事は、男女とも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、工事監督員と協議し、設計変更においてその整備に必要な費用を計上する工事である。

- 1 受注者は、現場に以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。⑫～⑮については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

#### 【快適トイレに求める機能】

- ① 洋式便座
- ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能（フラPPER機能）
- ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
- ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

#### 【付属品として備えるもの】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡付きの洗面台
- ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品

#### 【推奨する仕様、付属品】

- ⑫ 室内寸法 900×900mm以上（半畳程度以上）
- ⑬ 擬音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ フラPPER機能の多重化
- ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
- ⑱ 付属品等の木質化

#### 2 快適トイレに要する費用

- (1) 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。
- (2) 契約後、快適トイレ設置の実施を希望する場合、施工計画書提出時に工事施工

協議簿により協議を行い、規格・数量・設置時期等を施工計画書に記載し工事監督員に提出すること。

(3) 快適トイレを設置した場合、証明書類（支払い書類等）の写し及び設置状況が確認できる書類（写真等）を工事完成前日の20日程度前までに工事監督員に提出すること。

(4) 費用については、51,000円／基・月を上限に「積算上の差額※<sup>1</sup>」を共通仮設費（営繕費）として設計変更で計上する。

男女別で1基ずつ計2基まで計上できるものとする。（102,000円／2基・月が上限）※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円（従来品）を減じた額

(5) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合は、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円／基・月を上限として計上可能とする。

(6) 運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。